

1、国民健康保険・医療体制について

番号1. ①

国に対し国の負担割合を以前の状態に戻すよう要望すること。

それまでの間は、国民健康保険会計に、270 億円以上の市税の任意繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、「協会けんぽ・共済健保」なみの負担率にすること。

ちなみに、市正規職員の直近の平均所得と平均保険料を明らかにすること。

また、直近 5 年間の任意繰り入れを明らかにすること。2019 年度は、国からの低所得者対策金を活用して今すぐに 6,500 円以上引き下げること。

(回答)

国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として極めて重要な役割を果たしておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えております。

加えて、高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、一市町村で長期に安定した運営を行うことは困難であり、このままでは国民皆保険の維持すら難しい状況となっております。

このような中で、平成 27 年 5 月 29 日公布の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」において、国保の財政基盤の強化を図るとともに、平成 30 年度から国保財政運営の都道府県単位化が実施されました。

都道府県単位化にあたり、大阪府においては、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とし、本市としても府の方針に沿った対応を行い、6年間の経過措置期間後に「府内統一保険料率」となるよう改定を行っていくこととしています。

国保の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えます。

しかしながら、加入者に高齢者や低所得者が多く、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、本市財政は極めて厳しい状況であります。令和元(平成 31)年度当初予算においては、約 370 億円もの市税等を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担軽減に努めています。

令和元(平成 31)年度の保険料改定については、大阪府の算定結果に基づき一人当たり平均保険料(介護分を含む)を算定したところ、国の追加公費などの財源を活用してもなお、約6%もの大幅な伸びとなったため、暫定的な措置として、一般会計から約 34 億円を繰り入れて激変緩和措置を講じ、一人当たり平均保険料を 30 年度と同額に据え置いています。

なお、直近 5 年間の任意繰入につきましては、平成 26 年度決算 179 億円、平成 27 年度決算 149 億円、平成 28 年度決算 145 億円、平成 29 年度決算 143 億円、平成 30 年度決算 59 億円となっております。

また、本市といたしまして、医療保険制度間の保険料負担の公平や、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、国保が長期に安定した制度となるよう、財政運営の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革の実現について、引き続き国に要望を重ねてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(管理グループ) 電話:06-6208-7961

(回答)

本市正規職員の平均標準報酬月額及び平均標準期末手当等の額並びに保険料率は、次のとおりです。

【平均標準報酬月額】

428,729円(平成31年度予算)

【平均標準期末手当等の額】

1,707,615円(平成31年度予算)

【保険料率】

99.60/1000(平成31年度予算)

<参考> 平成31年度予算ベース

保険料

月 約21,000円

期末手当等(年) 約85,000円

年間保険料(月保険料×12月+期末手当等保険料) 約337,000円

担当 人事室 給与課 共済グループ 電話:06-6208-7541

番号 1. ②③⑬⑱

②低所得者、子どものいる世帯、1人親世帯・障がい者など納付困難な世帯に対する保険料の条例減免(9割減額の新設)を拡充し、現行3割減免と合わせて申請不要(自動適用)とすること。

とりわけ、子育て世帯への配慮として、子どもの均等割をゼロにすること。

子どもに対する新たな調整交付金の金額を明らかにし、それを原資とすること。

また、所得減少減免申請で、従来通り確定申告後もさかのぼって減免すること。

なお、当面、3割軽減可能世帯に対しては数度の制度説明を個別に行うこと。

③保険料を払うと、生活保護基準額以下となる場合は、介護保険制度にある保険料などを軽減・免除する「境界層措置」を新設すること。

⑬地震・台風等の自然災害での家屋損害(一部損傷を含む)で負担増(修理費が保険等での収入を上回った場合)は収入減として減免措置を講じること。

また、見舞金制度も検討すること。

⑱保険料減免制度、一部負担金減免制度などのパンフレットを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配布してください)

(回答)

平成30年度より国民健康保険を都道府県単位で運営することとなり、大阪府内の市町村において、保険料の全額負担が困難な世帯については、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し減免制度を実施することとなっております。

なお、本市独自の減免制度である3割軽減は、5割軽減の適用範囲が拡大したことにより解消となりました。

また、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援について、国に対して要望いたしております。

市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされております。

本市におきましても、減免を受けようとする月の納期限までに申請書を提出しなければならないと定めており、減免の対象となる保険料は、特別な事由がない限り申請のあった月以降の保険料を対象としているところです。

国民健康保険料の減免制度の周知につきましては、本市国民健康保険にご加入の全世帯に送付している保険料決定通知書の裏面及び同封のビラ「国民健康保険料のお知らせ」、本市ホームページや本市国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等を通じ、広報・周知に努めているところです。

また、一部負担金減免制度につきましては、更新分の被保険者証発送時に同封している「国保だより」に記載するとともに、制度周知ビラを区役所窓口を設置しています。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(保険グループ) 電話:06-6208-7964
福祉局 生活福祉部 保険年金課(管理グループ) 電話:06-6208-7961
福祉局 生活福祉部 保険年金課(給付グループ) 電話:06-6208-7967

番号1.④

国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう区役所内ネットワークを構築すること。

さらに、全般的な生活相談に応じられる「区民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

(回答)

納付相談において生活支援の必要性を認めるときは、生活困窮者の自立相談支援窓口の利用勧奨を行うなど相談内容に応じて各関係窓口への案内を行い、生活保護担当課をはじめ各種福祉サービス担当課などとの連携強化に努めております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(収納グループ) 電話:06-6208-9872

(回答)

本市では、生活に困りごとを抱えた生活困窮者の自立相談支援窓口を各区役所内に設置しています。

相談窓口では、相談支援員によるアセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、個々の状況に応じて、適切な他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、関係機関等と連携しながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援しております。

担当 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話:06-6208-7959

番号 1.⑤

一部負担金減免の2011年度改定は、きわめて不十分であり、実際に使える制度とすること。

所得要件を150%以下とし、「一時的な困窮」に限定しないこと。

また、治癒見込み期間を1年以上にするなど改善を行うこと。

(回答)

一部負担金の減免は、加入者の相互扶助の精神に反しないような「特別の理由」がある被保険者に限り行うことができるとされており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても、法の趣旨に則り、「府内統一

基準」として、災害や失業等の特別の理由がある場合に減免を行うことができると定められています。

このことから、本市におきましても、災害により重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して減免を行っています。

なお、あくまでも災害等の特別の理由により一時的に収入が減少した場合の制度であることから、適用期間については、府内統一基準に基づき3か月までを標準としていますが、引き続き療養の継続が必要な場合は、申請により3か月延長することが可能です。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(給付グループ) 電話:06-6208-7967

番号1. ⑥⑦⑧

⑥2009年12月16日付の厚生労働省の事務連絡では、短期保険証の窓口留保を「一定期間」認めているが、この「一定期間」を何日と考えているか日数を示すこと。

答えられない場合は、なぜ答えられないのか回答すること。

当面、短期保険証は、無保険状態をつくらぬよう4月と10月に送付すること。

また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療などの受給世帯(短期有効期限被保険者証の交付要項別表)には、短期保険証を発行しないこと。

また、短期証の発行・未交付の状況を明らかにすること。

⑦資格証明書ならびに短期保険証発行に基づく直近5年間の医療費の節約効果額を明らかにすること。

また、2008年10月30日付の厚生労働省の事務連絡では、「電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努める」こととされているが、現在発行されている資格証明書世帯の接触状況の内訳を明らかにすること。

⑧法令を順守し「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。

また、資格証明書の発行をやめること。

特に、1人親世帯、障がい者のいる世帯、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療などの受給世帯には絶対に発行しないこと。

(回答)

本市では、電話による納付督促や督促状送付による納付促進をしても保険料の滞納状態が改善されない世帯に対しては、催告書の送付や有効期限切れ前に来庁を勧奨したうえで、国民健康保険法の定めにより短期有効期限被保険者証を交付し、証の更新機会に接触を図り、世帯の実情を把握したうえで納付相談を行い、減免制度や分割納付方法をお示しする等の対応に努めております。

それでもなお、一年以上にわたり保険料を滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、特別な事情がない限り被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付しております。

返還を求める際は、繰り返し来庁勧奨をしたうえで、来庁できない方については電話や自宅訪問等により実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主の疾病等の特別な事情に該当しないか、丁寧かつ慎重に審査を行っております。

また、平成21年12月16日付けの厚生労働省国民健康保険課長からの保国発1216第1号により、高校生世代以下の子どもの短期証は有効期限内に郵送する取り扱いとしております。

郵便局から返戻された場合は、子どもの短期証を郵送する旨を文書でお知らせしたうえで、再度郵送しております。

それでもなお、世帯主の受け取りがなく再度返戻された場合は、電話や自宅訪問等による接触を試み、子どもの短期証を速やかに届けるよう努めております。

「子どもの短期証」以外につきましても、未交付世帯に対し、来庁勧奨文を送付するなど、留保が長期間に及ばないように努めております。

それでもなお、年末までに区役所に被保険者証を取りに来られない世帯に対しては、年末年始が区役所閉庁日となることから、年末に郵送することとしております。

短期証及び資格証の発行につきましては、医療費を節約する目的で交付しているものではありません。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(収納グループ) 電話:06-6208-9872

番号1. ⑦

⑦資格証明書ならびに短期保険証発行に基づく直近5年間の医療費の節約効果額を明らかにすること。

また、2008年10月30日付の厚生労働省の事務連絡では、「電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努める」こととされているが、現在発行されている資格証明書世帯の接触状況の内訳を明らかにすること。

(回答)

資格証明書の交付世帯については、催告書を送付するとともに社会保険加入している場合の手続き勧奨をあわせて行っています。

また、電話や訪問による納付の督促を行うとともに、通知文書が返戻される場合には、訪問調査を行うなど実情把握に努めています。

担当 天王寺区役所 窓口サービス課(保険年金) 電話:06-6774-9946

番号1. ⑨

財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し、生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。

さらに、財産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること(2012年4月13日、課長事務連絡)。

生活保護受給者については、ただちに滞納処分の停止を行なうこと。

国保料の滞納世帯に対する徴収業務の民間委託をやめること。

また、2013年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえしないこと。

延滞金は、実情を無視した一方的な徴収をしないこと。

(回答)

国民健康保険料収入の確保は、財政面だけでなく、被保険者間の負担の公平性を確保するためにも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。

本市では、年間の保険料についてその年の6月から翌年の3月までの10期に分けて納期限を定めて請求しています。

保険料滞納世帯に対しては、文書、電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かで丁寧な対応を行っております。

それでもなお、保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。

これによってもなお、特別な事情が無いにもかかわらず保険料を納付されない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っておりますが、滞納処分により著しい生活困窮に陥るおそれがあると認められたときは、関係法令に基づき滞納処分の停止を行なうよう努めております。

また、生活保護法による保護を受けたことで、国民健康保険の資格を喪失した場合は、速やかに滞納処分の執行を停止しております。

徴収業務の民間委託については、平成23年度から実施しておりましたが、平成25年度より、国民健康保険料の納付方法について、便利で安心・安全な口座振替を基本とすることと定めたため、現在は特別の事情等がない限り、訪問徴収は実施しておりません。

延滞金については、保険料を納期限までに納付していただけない場合には、地方自治法第231条の3第2項及び大阪市国民健康保険条例第19条第1項に基づき徴収することになります。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(収納グループ) 電話:06-6208-9872

番号1. ⑩

後期高齢者医療保険制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。

また、短期保険証の発行・未発行の状況を明らかにすること。

(回答)

後期高齢者医療制度における保険料の賦課決定は、後期高齢者医療広域連合長の権限とされており、同一都道府県内の被保険者につきましては、均一の基準に基づいた保険料となりますので、市町村が独自に保険料及び軽減措置の設定を行うことはできません。

また保険料の減免は、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条に規定されており、同一都道府県内の被保険者につきましては、均一の基準に基づいておりますので、市町村が独自に減免措置の設定を行うことはできません。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(後期高齢グループ) 電話:06-6208-8038

(回答)

後期高齢者医療制度においては、保険料を滞納されている被保険者に対し、大阪府後期高齢者医療広域連合の定める大阪府内統一の基準に基づき、「短期有効期限被保険者証(短期証)」を交付しています。

これは、証の更新の機会をとらえ、保険料を滞納されている被保険者と接触を図り、滞納状況の実情把握及び納付相談等を行うことにより、保険料の収入の確保に努めることを目的としています。

短期証を有効に活用することにより、滞納のある被保険者の方々に、保険料に滞納があることをいち早くご理解いただき、今後において滞納が発生しないよう、きめ細やかな対応を図り、未収額の解消に努めてまいります。

なお短期証は、有効期限を除いて通常の被保険者証と異なることはございません。

R1.8時点 天王寺区 短期証発行者数:40名

担当 天王寺区役所 窓口サービス課(保険年金) 電話:06-6774-9946

番号1. ⑪

入院時食事療養費の自己負担額の助成を行うこと。

(回答)

入院時食事療養費に係る標準負担額については、平均的な家計における食費の状況を勘案し定められており、在宅で医療を受けている方との負担の公平性を図るとともに、栄養士による栄養指導の充実など、サービスの向上のため設けられているもので、被用者保険各法や国民健康保険法等の健康保険制度全般において、所得階層ごとにおおむね同じ金額の適用となっています。

負担額の変更によって健康保険法等他の法律との均衡を失する恐れがあることや、保険給付費の増に伴う保険料の増等が懸念されることから、規定のとおり負担していただくことがこの制度の趣旨に沿うものであると考えております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(給付グループ) 電話:06-6208-7967

番号1. ⑫

無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可すること。

また、調剤薬局に対する助成制度を新設すること。

実施している最新の医療機関名簿を国保担当などのカウンターに常時配架すること。

(当日、配布してください)

(回答)

無料低額診療事業は、生計困難者のために無料又は低額で診療を行う社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業であり、本市内では、14 箇所の病院及び 31 箇所の診療所が本事業を実施しています。

当該事業は、社会福祉法第2条第3項第9号に基づく第二種社会福祉事業であり、同法第 69 条により、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、届け出なければならないこととされており。

また、無料低額診療にかかる調剤のあり方について、大都市民生主管局長会議「令和元年度社会福祉関係予算に関する提案」において、国が責任を持って対応すべきであり、検討することを働きかけました。

国は、「無料低額調剤事業のような事業を創設すること」に関しまして、「税制優遇措置が認められる社会福祉事業としてそのような事業を単独で創設することが妥当か否か、その妥当性については慎重に検討する必要があると考えております(令和元年5月28日付け第198回国会参議院厚生労働委員会)。」との見解を示しております。

本市としては、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

当該事業の周知については、大阪市ホームページのほか、市民の皆さんのくらしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市くらしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。

また、実施医療機関の一覧を、一部負担金減免制度の周知ビラと合わせて、区役所保険年金業務担当の窓口を設置するなど、周知に努めています。

担当 福祉局 総務部 総務課(法人監理グループ) 電話:06-6241-6540

福祉局 生活福祉部 保険年金課(給付グループ) 電話:06-6208-7967

番号1. ⑬

救急医療の拠点となり、在宅医療の受け皿(在宅患者の急変時)として重要な役割を持つ急性期病床の拡充と高齢者の居場所となる施設の確保に努めること。

平成30年3月策定の第7次大阪府医療計画において、地域医療構想により病床機能分化・連携を進めていくことを目的として、地域の医療体制の現状を分析し、大阪市二次医療圏すべての関係医療機関の参加により「将来あるべき姿」について大きな方向性を共有し、調整会議において「将来あるべき姿」を取りまとめているところです。

担当 健康局 健康推進部 健康施策課 電話:06-6208-9940

番号1. ⑭

大阪府に対して今後4年間の保険料率シュミレーションを出したうえで来年度運営方針見直しを行うよう強く要請すること。

(回答)

国民健康保険の安定的な財政運営、並びに国保事業の広域化・効率化を推進するための「統一的な方針」として、大阪府国民健康保険運営方針が平成29年12月1日に策定されました。

運営方針の見直しにあたっては、府は国民健康保険財政の安定的な運営や、市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組を継続的に改善するため、運営方針の進行管理を行うこととしています。

また、府や代表市町村等で構成する大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議において定期的に運営状況を把握・分析、評価を行うことで検証し、その結果に基づいて、大阪府国民健康保険運営協議会の意見を聞きながら運営方針の必要な見直しを行うこととしていることから、本市としましては、国保制度の安定的な運営に向けて、適宜意見を述べてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(管理グループ) 電話:06-6208-7961

番号1. ⑮

大阪府統一国保では、国が市町村による賦課権限はこれまでと変わらないことを明言していることから、これまでどおり市が独自に保険料を決定し、条例減免はこれまで以上のものとする。

また、一般会計法定外繰入はこれまでどおり行い、払える保険料にすること。

(回答)

令和元(平成31)年度の保険料改定については、大阪府の算定結果に基づき一人当たり平均保険料(介護分を含む)を算定したところ、国の追加公費などの財源を活用してもなお、約6%もの大幅な伸びとなったため、暫定的な措置として、一般会計から約34億円を繰り入れて激変緩和措置を講じ、一人当たり平均保険料を30年度と同額に据え置いています。

あわせて、保険料の賦課割合について、統一保険料率に向けて、医療分と後期高齢者支援金分については、均等割と平等割の割合を、現行の5対5から6対4に、また介護分については均等割と所得割の2方式となるよう、6年間の経過期間でなだらかに移行をするよう変更しています。

また、本市といたしまして、医療保険制度間の保険料負担の公平や、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、国保が長期に安定した制度となるよう、財政運営の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革の実現について引き続き国に要望を重ねてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(管理グループ) 電話:06-6208-7961

番号1. ⑰

住吉市民病院の跡地に誘致された住之江診療所の外来の充実と大阪市会の付帯決議にある入院できるベッドの確保を直ちに実現すること。

また、大阪市立大学附属病院の設置にあたり、小児科 10 床、産科 10 床の病床を確保すること。

(回答)

市立住之江診療所の外来の充実と入院できる病床の確保につきましては、小児科医、産科医をはじめとする医療スタッフの確保が極めて困難な状況であり、現在の医療機能が維持継続できるよう、引き続き、努めてまいりたいと考えております。

なお、診察により入院が必要と判断された場合には、引き続き、後送病院である大阪急性期・総合医療センター、市立大学医学部附属病院、市立総合医療センターとの強固な連携により対応してまいります。

次に、住吉市民病院跡地に整備する新病院の小児科においては、一般外来のほか、医療的ケア児の在宅療養にかかる患者家族への支援に取り組むこととして検討を進めております。

また、産婦人科では、女性外来をはじめ市立大学医学部附属病院との連携を前提とした妊婦健診や婦人科がん検診など、外来を基本とした医療を提供することとしております。

一方、病床については、市立大学医学部附属病院において、産科 10 床の拡充及び新生児室の増設、また、新生児(病児)の増加や医療的ケア児の入院等にも対応するため必要となる小児科病棟の改修など、新病院の開設を待つことなく整備を進めてまいりたいと考えております。

新病院が、地域のかかりつけ医をはじめ、市立大学医学部附属病院、大阪急性期・総合医療センターと連携しながら、これらの役割を果たすことによって、大阪市南部基本保健医療圏における小児・周産期医療の更なる充実を目指してまいりたいと考えております。

担当 健康局 総務部 総務課・病院機構支援グループ 電話:06-6208-9877

2、検診と健康維持について

番号2. ①

予防・早期発見により医療費を下げる観点と「保険者努力支援制度」交付金を踏まえて、全ての市民を対象に従来の健診水準を下げることなく市の責任で健診を行うこと。

詳細な健診になっている心電図・眼底検査は、ただちに健診項目入れること。

さらに、胸部 X 線、尿潜血、尿ウロビリノーゲン、血液検査の白血球血小板・総コレステロール、歯科検診を追加し、無料とすること。

(回答)

平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に 40 歳以上の加入者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。

生活保護受給者等のうち満 40 歳以上の方につきましては、健康増進法に基づき市町村が特定健康診査と同様の健康診査を行うこととされており、本市におきましても、平成 20 年度より市内取扱医療機関にて無料で受診していただいているところです。

なお、健診項目については、厚生労働省の「健康増進事業実施要領」に基づき、特定健診に準じた項目とし、基本的な健診項目の実施結果が要医療等に該当した場合は、随時、医療や指導に繋げる等の対応を行っていくこととしています。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

番号 2. ②

がん検診などの内容を充実させ、特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

各種がん検診につきましては、健康増進法に基づく事業として 40 歳以上(子宮頸がん検診 20 歳以上、乳がん検診(超音波検査)30 歳以上)の市民の方を対象に胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診を各区の保健福祉センター(乳がん(超音波検査)・子宮頸がん検診を除く)と市内取扱医療機関でも受診できるようにしています。

保健福祉センターでは、特定健康診査とがん検診を同時受診できる日を設けており、特に土日に実施する際は、ほとんどの区において同時受診できるように設定しています。

各種検診の受診者負担金は、他市と比較しても低価ですが、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方、高齢受給者証をお持ちの方、老人医療証をお持ちの方、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方については、免除対象とし、各種検診を無料で受診いただけます。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

番号 2. ③

大腸がん検診問診票の発行の抑制を止めること。

(回答)

各種検診にかかる個人票につきましては、年間必要部数を各取扱医療機関に配付しております。

また、不足分が生じた場合は追加で発送を行っています。

今後も不足が生じないよう、各取扱医療機関の受診実績をもとに必要数を確保していきます。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

番号 2. ④

ナイスミドル健診制度を復活すること。

(回答)

大阪市総合健康診査(ナイスミドルチェック)は、「市政改革プラン」において受診の動機付けにつながる効果が明確でないことから、平成 24 年度末に終了しました。

本市のがんによる死亡は、男性が昭和 50 年から、女性が昭和 60 年以来、死因の第 1 位となっていることから、壮年期死亡率の減少、がん対策は重要な課題となっており、市民全体のがん検診受診率目標を 50%に設定しているところです。

また、平成 23 年 10 月に「大阪市がん予防推進条例」を制定し、本市がん検診受診率を向上させる施策を講じることとしています。

平成 21 年度から、「大阪市がん検診推進事業」として、子宮頸がん検診、乳がん検診を無料で受診できるクーポン券事業を実施し、受診率の向上に努めているところです。

今後とも、「がんの早期発見」を一層推進するため、受診機会の拡充や、受診しやすい環境を整え、受診率の向上に努めてまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

番号 2. ⑤

受診率の低い原因と今後の対策を明らかにすること。

同時に、近隣自治体だけでなく、近畿管内、東京都など受診率の高い自治体の取り組み状況を調べ明らかにすること。

(回答)

大阪市では、各種がん検診の受診勧奨を「20・25・30・35 歳の女性、40・45・50・55・60・65 歳の男女」及び「近年に受診歴がある方で、その後未受診の市民」に対して送付するなど、受診率の向上に向けた対策を行っているところです。

また、全国のがん検診主管課長会議等において、他都市の取り組みについても情報収集を行っておりますが、今後も引き続き、そのような場を活用して情報収集を行うなどして、受診率向上に努めてまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

番号 2. ⑥

巡回健診、日曜健診、出張健診など積極的な施策を実施すること。

また、委託事業所への補助を行なうこと。

(回答)

本市では、がん検診をより多くの市民の方が受診していただけるようさまざまな広報を行うとともに、受診しやすい環境づくりに努めています。

例えば、ホームページにて、各区で実施しているがん検診の予約状況の掲載、車椅子対応の医療機関の案内や女性特有がんについては女性医師・技師対応の医療機関の案内を行うなどの情報提供に努めています。

また、保健福祉センターでの検診では、土曜日・休日の検診を拡充し、受診希望の多い胃がん・大腸がん・肺がんのセット検診を基本とするほか、子育て世代も受診しやすいように保育ボランティア付検診を行うなど、受診しやすい環境整備を行っています。

今後とも、より多くの市民の方が受診していただけるようわかりやすい広報等を行い、受診率向上に努めてまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

番号 2. ⑦

生活保護利用者の健診は、申請制度をやめ、国民健康保険と同様に新年度の初めに「受診券」を送付すること。

なお、当面は、現行の「健康診査」については、通年受付とし、周知を徹底すること。

(回答)

生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。

また、当健康診査の情報につきましては、担当のケースワーカーから伝えてもらうよう依頼しているとともに

に、各区広報紙等でも周知しているところです。

引き続き、対象となる方への周知が行き届くよう取り組んでまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

番号 2. ⑧

市として、無認可の保育所(園)に通う4歳・5歳・6歳児及び保育所・幼稚園に通っていない4歳・5歳・6歳児の健診をきっちり行うこと。

(回答)

現在、本市では母子保健法に基づく1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査に加え3か月児健康診査を各区保健福祉センターにおいて実施しているほか、乳児期の前期及び後期に委託医療機関において乳児健康診査を実施しています。

また、本市では時期を限定せずに身体及び精神に関する発達相談を各区保健福祉センターで実施しており、必要に応じて医師等が健康診査を行っています。

今後とも、乳幼児期の健康診査について国や他都市の取り組み状況等を注視してまいります。

担当 こども青少年局 子育て支援部 管理課(母子保健グループ) 電話:06-6208-9966

番号 2. ⑨

熱中症の実態調査を実施し、対策を講じること。

例えば、高齢者の場合は、自宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などに呼びかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。

介護保険の給付限度額の関係で、熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難することが困難なケースへの対策をつくること。

低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざるを得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度をつくること。

(回答)

本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、市政だより等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施している高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。

加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みの強化を行い、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、きめ細かな対応をお願いしております。

今後とも、気象状況にも十分留意しながら、広報紙活用など熱中症予防の啓発に努め、市民に幅広く注意喚起を行ってまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康施策課 電話:06-6208-9951

福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8026

(回答)

平成 30 年7月より、保護開始時や長期入院入所からの退院退所時等にクーラー等の冷房器具を持ち合わせておらず、被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合はクーラー購入費およびクーラー設置の費用が生活保護費より支給されることとなりました。

また、生活保護受給者の方のうち支給対象とならない方のクーラー設置の費用につきまして、相談があれば、大阪府社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金貸付制度(生活必需品購入費)を案内しているところです。

なお、生活保護法による保護の基準等については国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地がありませんので、本市独自でクーラーの設置費用及び電気料金を補助することは困難です。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

3、子ども・ひとり親・老人・障害者医療費助成制度について

番号 3. ①②③

子ども・ひとり親・老人・障がい者医療費助成制度について

- ① 以前の助成制度を復活させること。
- ② 子ども・ひとり親・老人・障がい者の医療費助成制度について、無償化の導入を検討すること。
- ③ 自動償還払いは、対象月の3か月以内に償還すること。

(回答)

大阪府において、福祉医療費助成制度に関し、対象者や助成の範囲を真に必要な方へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成 30 年4月診療分から制度の変更が行われました。

本市の福祉医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。

平成 31 年4月診療分から実施しています自動償還につきましては、通常、診療月から約5か月後の振込みとさせていただきます。

自動償還額の計算にあたっては、医療機関等から提出されるレセプト(診療報酬明細書)データを利用していますが、レセプトデータは、診療月の翌月に各医療機関等から審査支払機関へ提出され、審査支払機関で保険点数などの審査が行われた後、診療月の翌々月に本市へ提出されます。

そこから、本市にて医療費助成資格の確認やレセプト内容の精査を行い、必要に応じて医療機関等に医療内容の照会を行った上で、自動償還額を計算しています。

その後、支払いのための内部決裁、振込みのお知らせ通知の発送準備などを行っていることから、支払いまでに一定期間をいただいておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(医療助成グループ) 電話:06-6208-7971

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課(医療助成) 電話:06-6208-7971

番号 3. ④

「妊婦加算」など妊婦を診察することの診療報酬上の評価が患者負担に繋がることが問題とされている。地域の妊婦の受診実態を把握するとともに、窓口負担を軽減する妊産婦医療費助成制度を創設すること。

(回答)

大阪市におきましては、妊婦の安全な出産を確保し、かつ経済的負担軽減を図るという観点から、妊婦健康診査、産婦健康診査の公費負担を実施しております。

なお、妊婦健康診査については、平成31年度からは、超音波検査の公費負担回数を4回から8回に増やすなど、さらなる経済的負担の軽減を図ってきたところであります。

今後とも、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保してまいります。

妊産婦医療費助成制度の創設につきましては、国等における動向にも注視してまいりたいと考えております。

担当　こども青少年局　子育て支援部　管理課(母子保健グループ) 電話:06-6208-9966

4、介護保険・高齢者施策について

番号 4. ①

第7期介護保険料の大幅値上げを撤回し、一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。

また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げを働きかけるとともに独自に軽減措置を行うこと。

(回答)

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められているため、制度的に決められている以上に一般会計から繰入することは、負担と給付の関係を不明確にするもので、納税されている国民の理解が得られないとして、国や府においても適当でないとしております。

第7期介護保険料の改定にあたりましては、国の別途公費による低所得者軽減措置に従い、低所得者の保険料軽減として、第6期と同様に保険料段階が第1段階・第2段階の方へ公費による保険料軽減を行っており、令和元(平成 31)年度からはさらに軽減幅を拡大し、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。

また、介護保険制度の安定的な運営を図るため、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げなどにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じることを国に対し要望しております。

なお、保険料の軽減について、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階(世帯全員が市町村民税非課税)の被保険者で、生活に困窮している方を対象に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで減額する制度を独自に設け、実施しています。

担当　福祉局　高齢施策部　介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号 4. ②

介護保険料第1・第2段階は、軽減後も国基準より 0.05 高くなっており、その分を軽減し、既納付済み者には還付すること。

また、本人課税の段階についてはより多段階化をし、例えば、所得 200 万円と 399 万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。

(回答)

介護保険料については、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により、保険料を設定しております。

第1号被保険者(65歳以上)の方の介護保険料につきましては、介護保険法施行令第38条、39条により段階別の保険料を設定するよう規定されており、国においては、標準段階を9段階に区分していますが、本市においては、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により、きめ細かな設定を行う観点から11段階の負担割合(保険料率)を定め、保険料をご負担いただいております。

第6期介護保険料の改定において、国の定める基準に従い、本市の第1・第2段階の保険料を統一したうえで、平成27年度からは、第2段階の保険料率を第5期の0.56から0.55とし、さらに、別途公費による低所得者の保険料軽減を行うことで0.50とすることにより、国の軽減幅(0.05)よりも大きい軽減率とする改定を行ったところです。

このたびの公費による低所得者の保険料軽減は各市町村が定める保険料率を基に、国が示す軽減幅の範囲内で実施することとなっております。

本市において現行実施している、第1段階、第2段階の方への公費による軽減は、国が示す軽減幅で実施しており、現行の保険料率をさらに引き下げることにはできません。

また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額に軽減する制度を設け、実施しております。

なお、介護保険料は、各市町村において3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて設定しており、次期の介護保険事業計画策定及び介護保険料の改定は令和3年度となりますが、次期の介護保険料の改定時には、介護保険料のさらなる多段階化や保険料率の設定等について、市民の方からいただいたご意見も踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号 4. ③

介護保険料の年金天引き(特別徴収)の強制をやめ納付方法については国民健康保険などで実施している選択制にすること。

(回答)

介護保険料の納付方法については、老齢基礎年金などの年金を、年額18万円以上受給されている被保険者は、介護保険法第135条及び介護保険法施行令第41条の規定に基づき、年金からのお支払い(特別徴収)により介護保険料を納付していただくことになっております。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号 4.④ イ

利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。

また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

(回答)

総合事業の訪問型サービスについては、総合事業移行前(平成 29 年3月 31 日以前)に既にサービス利用している要支援者及び認知機能・コミュニケーションに課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方については、引き続き従来の介護予防訪問介護に相当する介護予防型訪問サービスを利用することが可能です。

本市では、サービス利用対象者に対して適切なサービスが提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う際に介護予防型訪問サービスの利用が必要かどうかを客観的に判断するための指標を設けています。

当該指標によると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないがサービス利用対象者の状態像によりケアマネジャーが介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、本市が開催する「介護予防ケアマネジメント検討会議」において、多職種による専門的な観点から、その必要性等について意見を聴いた上で、介護予防型訪問サービスを利用していただいています。

通所型サービスについては、全ての要支援者が従来の介護予防通所介護に相当する介護予防型通所サービスを利用することが可能です。

また、新規・更新者ともに、サービス利用にあたっては、要介護(要支援)認定申請又は基本チェックリストの実施のいずれかを利用者が選択することができます。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8027

番号 4.④ ロ

介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修修了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。

(回答)

国のガイドラインにおいて、緩和した基準によるサービスのサービス単価は、市町村において、国が定める額(予防給付の単価)を下回る額を個別の額(サービス単価)として定めることと規定されており、本市においてもサービス内容や時間、基準等を踏まえて定めていますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定・指導グループ) 電話:06-6241-6310

番号 4.⑤ イ

市として国に撤廃を求め、その 200 億円を処遇改善など介護保険の改善に活用するよう求めること。

(回答)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)による改正後の介護保険法(平成9年法律第 123号)第 122 条の3において、国は、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、予算の範囲内において、交付金を交付することとされています。

その趣旨等については、保険者機能の強化に向けて高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組や、こうした市町村の取組を支援する都道府県の取組を推進するため、市町村及び都道府県の様々な取組の達成状況に関する指標を設定した上で、交付金が交付されるものです。

保険者機能強化推進交付金(市町村分)は、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたものであり、各市町村において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が市町村の間で共有され、より効果的な取組に発展されていくことを目指しています。

なお、保険者機能強化推進交付金の指標の実績評価や交付の見直しにあたっては、実施状況を踏まえ地方公共団体の意見を尊重し、保険者の運営に混乱を生ずることのないよう所要の措置を講ずることなどについて、国に対して要望しています。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理グループ) 電話:06-6208-8028

番号 4. ⑤ 口

いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みをつくらないこと。

(回答)

本市では、生活課題の解決や状態の改善を導くことで、高齢者が有する能力に応じて住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、ケアマネジャーによる自立支援と重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントを支援する「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を実施しています。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8027

番号 4. ⑤. ハ

国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

(回答)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)により、介護保険法の一部が改正され、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護保険給付等に要する費用の適正化に関して、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項について、市町村の介護保険事業計画の記載事項に追加することが必要になりました。

本市におきましては、こうした法や国から示されました「評価指標」の項目につきましては、本市の高齢者施策や介護保険事業を推進する上で重要なものであると考えておりますが、この「評価指標」の目標への達成を重視するあまり、介護サービス等を必要とする利用者の要介護認定の抑制やサービス利用を阻害することのないよう取り組んでまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理グループ) 電話:06-6208-8028

番号 4. ⑥

低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。

当面、収入基準を単身者 180 万円以下、2人世帯 250 万円以下(1人増えるごとに 50 万円加算)で医療費・社会保険料・家賃など困窮した状況を反映した控除を設定すること。

(回答)

本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。

なお、収入要件の基準額については、社会福祉法人利用者負担軽減制度要件及び他都市の実施状況等を勘案して設定しております。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号 4. ⑦

介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、市独自の利用料減免制度をつくること。

介護保険法改正によって導入された「3割負担」については、国に撤回を働きかけること。

また、2割～3割負担者の実態を調査するとともに、市独自の軽減措置を行うこと。

(回答)

利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年 80 万円以下の利用者負担段階2段階の方につきましては、月額上限額を 15,000 円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されています。

また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、国に要望してまいります。

また、高齢化の進展に伴う介護費用の増大の中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるために、平成 27 年8月から相対的に負担能力のある一定以上所得者の利用者負担割合が2割となりました。

また、平成 30 年8月からは2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割となるよう改正されたところですが、高額介護サービス費の仕組みに基づき、利用者負担額には上限額が設けられていますので、2割から3割になった方の負担額が必ずしも 1.5 倍になる訳ではありません。

本市におきましても、制度改正の趣旨を踏まえ、適正な制度運用に努めているところですので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号 4. ⑧ イ

国に対し、一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出を撤回するよう働きかけること。

(回答)

平成30年度の制度改正において、訪問介護における生活援助中心型サービスについては、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、統計的に見て通常よりかけ離れた回数をケアプランに位置付ける場合には、介護支援専門員から市町村へ届け出ることとし、市町村が地域ケア会議の開催等により検討を行うこととされたところです。

本市におきましても、制度改正の趣旨を踏まえ、適正な制度運用に努めているところですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課(指定・指導グループ) 電話:06-6241-6310

福祉局 高齢施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号 4. ⑧ ロ

届出は、回数制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと。

(回答)

全事業所に対し、令和元年度介護保険事業者等集団指導において

「一定回数以上となったことをもって、利用制限を行うものではありません。また、ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得る必要があります、ケアプランの変更を強制することはできません。」

と資料に掲載し説明済みです。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課(指定・指導グループ) 電話:06-6241-6310

番号 4. ⑨

介護認定者はすべて「障がい者控除」の対象者と認定すること。

市民や介護支援事業所などに担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように研修を徹底し、5年間の遡及についても広報すること。

また、介護認定者で、「障がい者手帳」などを所持していない人には、障がい者認定書を毎年送付すること。

介護認定者には、「障がい者控除対象者」認定制度のパンフレットを作成し、送付すること。

(当日、配布してください)

(回答)

「障がい者控除対象者認定書」については、昭和45年6月10日社老第69号厚生省社会局長通知「高齢者の所得税法上の取扱いについて」及び昭和46年7月5日社老第77号厚生省社会局長通知「高齢者の地方税法上の取扱いについて」に基づき、障がい者控除の対象となる身体障がい者に準ずる者等として認定できる65歳以上の高齢者に対して交付しております。

なお、介護を必要とする状態を判断する要介護認定と障がいによる日常生活活動の制限の度合いを判断する障がい程度とは、その判断基準が異なるものであり、要介護認定をもって一律に税法上の障がい者

控除の対象とすることはできないと考えております。

障がい者控除認定書の発行は、お住まいの区の保健福祉センターで行っております。

今後もリーフレットやくらしの便利帳などに掲載するなど、市民の方への周知に努めてまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8060

番号 4. ⑩

不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

(回答)

介護保険においては、利用者自らが利用するサービスを選択することになり、また身体的状況をはじめ、利用者一人ひとりを取り巻く状況に違いがあることから、介護保険制度の具体的運用にあたって、保険者へ問い合わせが行われることがあります。

その場合、本市としては、関係法令、厚生労働省のQ&A等を参照しながら、介護保険の円滑な運営に努めておりますが、具体運用に照らして不明な点がある場合、厚生労働省へ照会する等、利用者によってサービス内容等に不公平が生じないよう対応しております。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号 4. ⑪

認定事務センターを廃止し、従来通り区で認定を行うこと。

認定は、必ず 30 日以内に行い法令違反をしないこと。

万が一法令違反状態となれば、認定結果が出るまで遅延状況連絡書を毎日郵送で送付すること。

また、要介護認定調査の写しを認定結果送付時に必ず同封すること。

また、認定遅延などの認定状況を毎月公表すること。

(回答)

本市におきましては、要介護(要支援)認定事務について集約的に事務管理を行うとともに、介護保険法第27条及び32条に基づく「要介護(要支援)認定事務」の一部を民間事業者へ委託することにより、民間事業者のノウハウを活用した効率的・効果的な認定業務を実施すべく、平成24年2月に大阪市認定事務センターを開設したところです。

当センターの開設に伴い、お住まいの区の区役所窓口にて行っていただいております要介護・要支援認定申請手続きについて、郵送での申請を可能にするなど、市民の皆さまの利便性向上に努めてきたところです。

要介護認定にかかる日数につきましては、意見書及び認定調査票の回収に要する時間短縮を図るなど、法令遵守に向け保険者として注力し、迅速な要介護認定事務の実施に努めているところです。

しかしながら、調査の日程調整に時間を要したり、意見書回収に時間を要するなどの理由で、上記の法に定める期間内に結果通知が出来ない場合は、法令に基づき「処分に要する期間及びその理由」を記載した延期通知書を送付しております。

また、本市の認定調査票は複写式としており、認定調査員は調査終了時に調査結果を確認いただいたうえで、認定調査票の写しをお渡しさせていただいております。

認定状況につきましては、大阪府のホームページにおいて公表されております。

大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/toukei/index.html>

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(認定グループ) 電話:06-4392-1727

番号 番号 4. ⑫

施設整備が全くすすんでいないために、介護殺人、介護心中、貧困ビジネスなどの問題が深刻になっている。

さらに、課税世帯では費用負担(ホテルコスト含む)最低 15 万円から 20 万円かかるため入所できないケースも多々ある。

受給年金の範囲での利用負担ができる制度とすることと施設整備を進めるために、国に対して制度改善を強く要求すること。

(回答)

高齢者施策につきましては、介護や援護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要と考えています。

また、自宅での生活が困難になった場合の「施設」、「住まい」への住み替えや、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要であると考えています。

特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活できる人がいると考えられます。

それぞれのニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスが求められる人のために必要な施設整備を進めます。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話:06-6241-6530

番号 4. ⑬

入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。

また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

高齢者施策につきましては、介護や援護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要です。

特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成 27 年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られ、新たに入所する方については原則要介護3以上の方となっていますが、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。

特別養護老人ホームの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成 30～令和2年度)における整備目標については、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が引き続き概ね1年以内に入所が可能となるよう要介護認定者数の伸び等を勘案しながら計画的に必要な整備を進めており、令和2年度目標の定員数を14,500人に設定しております。

令和元年9月現在、大阪市には 153 施設 13,549 人分の特別養護老人ホームが開設されているところで

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話:06-6241-6530

番号 4. ⑭

本人をふくむ非課税世帯に、「おむつ」を無条件で給付すること。

(回答)

「おむつ」をはじめとした介護用品支給事業は、

①介護保険制度の要介護状態区分が4または5の方

②介護保険制度の要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方を在宅で介護されている家族(介護者)で、介護者世帯および要介護高齢者世帯ともに、市民税非課税世帯である方を対象者としています。

当事業は、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅において要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するために実施しており、上記のとおり給付条件を設けております。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8060

番号 4. ⑮

介護人材の不足を解消するため、市として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。

国に対し、国庫負担方式による処遇改善制度を求めること。

(回答)

介護職員の処遇改善につきましては、平成 27 年度の拡充に加えて、平成 29 年度の介護報酬改定において、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、新たな区分が創設されたところです。

また、2019 年 10 月からは、消費税率 10%への引き上げによる財源を活用し、勤続 10 年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うこととされております。

介護保険は、全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定・指導グループ) 電話:06-6241-6310

番号 4. ⑯

減免制度については、国民健康保険のようなチラシを作成し、窓口に着用するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配布してください)

(回答)

本市における介護保険料の減免制度については、介護保険パンフレット(ハートページ)に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に着用し、来庁者に案内することで制度周知に努めております。

なお、65 歳年齢到達者や市外転入者等の新規資格取得者全員に介護保険被保険者証を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封し、周知しております。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

5、障がい者の 65 歳問題について

番号 5. ①②

①40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障がい者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく、厚生労働省通知(2007 年 3 月 28 日付)ならびに事務連絡(2015 年 2 月 18 日)をふまえ、本人のニーズや状況に基づいて柔軟に支給決定を行なうこと。

②前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合でも、浅田裁判高裁判決(2018 年 12 月 13 日)を踏まえ、一方的機械的に障がい福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。

(回答)

自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険にあっても、介護保険を一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。

また、そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていたうで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。

本市におきましては、65 歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。

今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課

電話:06-6208-8245

福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号 5. ③

40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障がい者に対し、一律に共生型介護保険事業の利用をすすめないこと。

(回答)

自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険にあっても、介護保険を一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。

また、そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていたうで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分

に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。

共生型介護保険サービスについては、障がい者が身近な場所や使い慣れた事業所において継続してサービスを利用しやすくなるように創設されたサービスであり、一律に利用を進めるものではありません。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課

電話:06-6208-8245

福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号 5. ④

障がい福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1, 2となった場合の総合事業における実施にあたっては、障がい者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答)

総合事業の訪問型サービス(介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービス)のサービス提供を行う職員について、生活援助型訪問サービスの提供を行う職員は介護福祉士等の従来の資格要件に加えて、本市が実施する「生活援助サービス従事者研修」を受講し、生活援助サービスに従事するために必要な知識を習得した者としています。

また、通所型サービス(介護予防型通所サービス、短時間型通所サービス)のサービス提供を行う職員については、介護福祉士等、従来の資格要件と同様としていますので、これまでどおり適切なサービス提供が行われるものと考えています。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号 5. ⑤

障がい者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は、65歳を超えても無料とすること。

(回答)

障がい福祉サービス(自立支援給付)における利用者負担については、国において利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成22年4月以降、市民税非課税世帯については利用者負担が無料となりました。

利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、居宅で生活されている方に対する通所施設・住宅サービス等軽減、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。

また、平成30年度より65歳になるまでに5年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービスの支給決定を受けていた障がい者であって、市町村民税非課税者又は生活保護受給者等の一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担が償還されることとなりました。

今後も引き続き、国に対して、利用者の十分な状況確認を行ったうえで、適切な軽減措置、制度改善を行うよう要望してまいります。

介護保険サービスについては、本人の所得金額等に応じた負担割合で、利用料を負担していただいておりますが、利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階2段階の方につきましては、月額上限額を15,000円とし、低

所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されています。

また、社会福祉法人等が提供する介護サービスについては、低所得者の利用者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、国に要望してまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8245
福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号 5. ⑥

2018年4月診療分より見直された重度障がい者医療費助成制度において、1か月1機関上限を3,000円に設定し、それ以上の負担を徴収しない措置を講じること。

また、市独自の対象者拡大・助成制度等の創設を行うこと。

(回答)

本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施しており、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、府とともに制度の変更を行ったものです。

なお、1医療機関、1薬局または1訪問看護ステーションごとに、一月の負担上限額3,000円を超える場合については、窓口でのお支払いが発生しないよう、医療機関等に、ご協力の依頼をさせていただいているところですので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(医療助成グループ) 電話:06-6208-7971

6、生活保護について

番号 6. ①

ケースワーカーについては、正規職員(福祉専門職＝社会福祉主事)とし、最低でも国の標準(80対1)どおりで配置すること。

人数不足の場合は、2019年12月31日までに正規職員(福祉専門職＝社会福祉主事)として採用し、現場に配属すること。

また、ケースワーカーの研修を重視し、窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

さらに、シングルマザーへの家庭訪問は、必ず女性ケースワーカーが同行すること。

(回答)

職員の配置につきましては、本市の被保護世帯に単身高齢者が多いという特徴を踏まえ、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行うこととしており、訪問を行う嘱託職員などを活用しながら保護の適正実施に努めているところです。

ケースワーカーの研修は、新任向けの研修をはじめ、実践的な研修を行っており、人材育成に努めております。

生活保護の相談があった場合は、申請の意思を確認し、申請意思が確認された方には、保護申請書を交付し、申請をいただいております。

ケースワーカーは、家庭訪問において被保護者の状況を理解し、信頼関係を築くよう努めております。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ②

市で作成している生活保護の「しおり」は、生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。

「しおり」と申請書は、カウンターなどに常時配架すること。

(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布してください)

(回答)

保護の相談や申請時に生活保護のしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。

また、保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。

なお、申請書の必要な方には受付面接担当員からお渡ししています。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ③

申請時に違法な助言・指導はしないこと。

2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。

就労支援の一環として市が仕事の場を確保すること。

(回答)

保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。

その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。

今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。

また、本市では、稼働年齢層の被保護者の早期自立を図るために、民間事業者のノウハウを活用しながら、「対象者に応じた求人案件の開拓と紹介」や「就労後の職場定着にかかる支援」をはじめ、「履歴書の書き方や面接技法についてのアドバイス」「個別カウンセリング」「ビジネススキルの向上やコミュニケーション力の不足を解消するための各種セミナーやグループワーク等の実施」「ハローワークなどに同行しての求職活動支援」などを一体的に行う「総合就職サポート事業」を実施し、効果的な就労支援に努めております。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ④

医療権を保証するため国民健康保険証なみの医療証を国で作るよう要望すること。

(回答)

医療扶助による診察、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療扶助運営要領において、医療券を発行して行うものとされており、被保護者の申請に基づき医療扶助が開始されます。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ⑤

医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

(回答)

【医療費の一部負担について】

医療扶助費の一部自己負担は、本市がこれまで、生活保護制度の改正にかかり、国に求めてきた要望事項のひとつですが、これは、最低生活費を保証できる給付方法の仕組みの構築を行うことを前提とするものであり、医療扶助の一部自己負担だけを求めるものではありません。

そのうえで、一部自己負担制度を導入することで、総医療費について意識を持っていただく仕組みとすることができるのではないかと考えています。

【ジェネリック医薬品について】

ジェネリック医薬品については、かねてより医療保障制度において使用促進が進められており、生活保護においても、被保護者の方々に後発医薬品へのご理解をいただき使用促進を図ってきたところです。

今般、平成30年10月1日施行の生活保護法の一部改正により、生活保護において「医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる」と認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする」とされたところです。

本市としましても、法に基づき実施してまいります。

【調剤薬局の限定について】

継続通院が必要な方であれば、希望、通院先、居住地などを参考としたうえで1か所の調剤薬局を選定していただき、毎月、事前に調剤券を発送しているところですが、複数薬局の利用制限をしているわけではありません。

ただし、薬局を1か所に集約することで重複処方の改善や併用禁忌薬の服用の危険性がなくなり、またはかかりつけ薬局をもつことで処方薬の相談をしやすくなる利点などから、可能な限り1か所に集約していただくようお願いしているところです。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ⑥

鍼灸について

① 平成14年5月24日付保険局長通知において「同意書(診断書)」については、施術の円滑な実施を図るため様式が定められた。

このことから、医師照会等はその趣旨を踏まえ、いたずらに調査することなく必要に応じてなされるべき(P233「療養費の支給基準」平成29年度10月版)と明記されている。

よって、市は鍼灸における「施術同意確認書」を廃止し、医師の同意を尊重し、いたずらに照会を行わないこと

② 厚生労働省の「疑義解釈資料」において、医師の「診断書」は「同意書」に代えて差し支えないとされているため、はりきゅう用の「診断書」が意見書に添付された際には、「医師同意」欄が無記名でも受理すること。

(回答)

鍼灸においては、平成16年10月1日付け厚生省保険局医療課長通知「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の別添1「はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等(以下「留意事項等」という。)」第3章の5において医師の同意書、診断書の基準様式が示されているが、生活保護については、「生活保護による医療扶助運営要領について」の給付可否意見書(様式第18号の1の3)があることから、本市ではこれを準用しています。

①「施術同意確認書」については、留意事項等第3章の6では、「保険者が同意医師に対し行う照会等は、必要に応じて行われるべきものであること。」と示されていることから、本市では、医療扶助事務の参考様式として「施術同意確認書」等を活用し、医療扶助の適正化に努めています。

③ 医師の「診断書」については、留意事項等第3章の1では「病名・症状(主訴を含む)、発病年月日、診察区分及び診察日の明記され、保険者において療養費の施術対象の適否の判断が出来る診断書は、医師の同意書に代えて差し支えないこと。」と示されているため、医師の同意の確認方法として、「医師の同意書又は診断書、給付可否意見書の医師同意欄への確認」としています。

今後とも、医療扶助の適正化に向けて、研修等において適切な制度運用の周知に努めてまいります。
担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ⑦

警察官OBの配置はやめること。
尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットラインなどを実施しないこと。

(回答)

生活支援担当に警察官OBを配置することにより、その経験を生かして窓口の安全管理の確保等に努めています。

調査を行う場合、ケースワーカーや担当係長の指示に基づき補助的な役割を担っています。
現在、「適正化」ホットラインなどの実施予定はありません。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ⑧

生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。
住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、2015年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答)

生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

また、国により定められた保護の基準の範囲内において、必要と認められる額を支給額として決定しています。

なお、特別基準は、個々の世帯や地域の住宅事情を勘案して適用しています。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ⑨

資産申告書の提出は強要しないこと。

生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。

また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。

(回答)

資産については少なくとも12箇月ごとに申告していただく必要がありますので、趣旨を説明のうえご理解をいただき、資産申告書を提出していただきます。

なお、資産申告書を提出していただく際には、資産の取扱い等、適切に説明しています。

また、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合は、活用すべき資産に当たらないものとして保有を容認することができます。

今後とも被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出についても助言指導することとしています。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ⑩

国に対し大学生・専門学生の世帯分離はあくまでも世帯の意思を尊重するように要望すること。

(回答)

大学や専門学校等に就学している者については実施要領に基づき、その個人を世帯から分離して取り扱うこととなります。

生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ⑪

低所得者世帯(生活保護世帯含む)にエアコンの設置費用を給付すること。

また、エアコンの修理費は「住宅維持費」の特別基準として支給すること。

さらに、電力会社に対し、電気料金滞納による電気配給を停止しないように要請すること。

(回答)

保護を受けておられない方あるいは冷房器具の支給の対象とならない方への設置費用等について、生活保護費とは別に補助することは困難です。

エアコンは家具什器に位置づけられていることから、故障した場合の修理費用については住宅維持費の支給対象として取扱うことはできません。

また、電気代につきましては、生活扶助費に含まれていることから、電気料金滞納による電気配給を停止しないよう要請することは困難です。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ⑫

敬老優待「1乗車 50 円」の乗車料金は、通院移送費として支給すること。

(回答)

【乗車証交付の負担金について】

平成30年7月に制度が変更され、乗車証交付にかかる年1回3,000円の利用者負担は既に廃止されています。

なお、乗車証を紛失した場合は再発行に手数料1,600円が必要となり、再発行手数料の給付は原則認めていませんが、紛失の理由等事情を聴取し、1,600円を給付した方が経済的であると判断される場合は給付されます。

【1乗車 50 円の乗車料金について】

通院のための移送費については、必要最小限度の実費の額とされており、従前どおり、敬老優待乗車証を利用する場合も含め、国の通知に基づき給付要否意見書等の挙証資料及び嘱託医の審査結果により、必要性及び支給額を判断して給付決定を行っています。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ⑬

写真付き確認カードは、直ちに撤回すること。

(回答)

本人確認カードは、窓口での保護費支払い時や医療券発行時に本人確認を確実にし、保護費の誤支給やなりすましによる不正受給を防止するとともに、窓口での本人確認を速やかに行うことを目的としています。

生活保護事務の適切かつ迅速な実施及び生活保護受給者の個人情報保護等の観点から、本人確認カード(写真付き)の取扱いについて、カードの作成は任意であることを必ず本人に説明することや、写真使用の制限と管理等基本事項を定め、活用する場合にはこれを遵守することとしました。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

番号 6. ⑭

夏季加算を新設すること。

(回答)

生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

7、子ども政策・貧困対策について

番号 7.①

「子どもの貧困対策推進法」及び「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、ひとり親世帯などに対する生活支援施策や子どもの貧困対策の具体化を目標値を設定しながら推進すること。

生活保護世帯だけでなく就学援助適用世帯も含めた子どもたちに対して早急を実施すること。

(回答)

大阪市では、こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、行政が的確な施策を行うため、正確に現状を把握する必要があることから、平成 28 年度に「子どもの生活に関する実態調査」を行い、その分析結果をふまえて、平成 30 年 3 月に、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間で計画期間とする「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。

「大阪市こどもの貧困対策推進計画」では、成長段階や主な課題に応じて指標を設定し、分析していくことで、施策の有効性を評価していきます。

また、「大阪市こどもの貧困対策推進本部会議」において、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」の進捗状況の確認を行い、こどもと子育て家庭を社会全体で支える取り組みを進めています。

担当 こども青少年局 企画部 経理・企画課(こどもの貧困対策推進グループ) 電話:06-6208-8153

番号 7.②

子どもに対する朝食・夕食支援、休日の食事支援に市として本格的に取り組むこと。

また、中学校給食は、自校方式・完全給食・全員喫食とすること。

学校給食は、義務教育の一環として無料とし、さらに、子どもの食をささえるものに値する内容とすること。

また、子どもの貧困調査(生活実態調査)については、毎年実施し、施策立案による効果を検証・分析すること。

(回答)

大阪市では、こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、行政が的確な施策を行うため、正確に現状を把握する必要があることから、平成 28 年度に「子どもの生活に関する実態調査」を行い、その分析結果をふまえて、平成 30 年 3 月に、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間で計画期間とする「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。

また、「大阪市こどもの貧困対策推進本部会議」において、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」の進捗状況の確認を行い、こどもと子育て家庭を社会全体で支える取り組みを進めています。

さらに、こども食堂などの居場所を支える取り組みとして、平成 30 年度より大阪市社会福祉協議会が事務局を担う「こども支援ネットワーク」へ運営補助を行い、こども食堂や居場所、企業等や社会福祉施設とのネットワーク構築を通じて、こどもを支援する団体等が安定的・持続的に発展する事業を実施しています。

担当 こども青少年局 企画部 経理・企画課(こどもの貧困対策推進グループ) 電話:06-6208-8153

(回答)

中学校給食につきましては、市内の全中学校の給食を順次、小学校で調理した給食を中学校に配送する親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」に今年度2学期で移行が完了いたしました。

給食にかかる食材料費につきましては、学校給食法第 11 条第2項により、学校給食を受ける児童・生徒

の保護者の負担とされており、給食費として保護者の方々から徴収させていただいております。

給食費を無償化することは多額の税が必要となることから、本市の厳しい財政状況から困難でございます。

給食の提供にあたっては、文部科学省の「学校給食摂取基準」に基づき、必要な栄養量を確保できるよう取り組んでおります。

担当 教育委員会事務局 総務部 学校給食課 電話:06-6208-9143

番号 7、③

就学援助の適用条件については「生活保護基準(2013年以前)×1.3」以上とし所得でみること。

また、持家と借家で差をつける基準は廃止すること。

通年手続きが学校以外でもできるようにすること。

入学準備金は2月中に支給し、その他も早く支給すること。

クラブ活動費に関する費用についても助成を行うこと。

生活保護基準引き下げの影響が出ないようにすること。

(回答)

就学援助の認否基準の一つである世帯の所得基準額につきましては、国の生活扶助の基準に基づき算定された前年度4月1日現在の本市生活保護基準額をもとに積算を行い、生活保護世帯の1年間の平均的な生活費を算出し、設定を行っています。

係数を掛ける対象となる生活保護基準額は、市町村によって積算方法が異なるため、係数の比較によって、必ずしも、1.0倍の市町村が1.3倍の市町村を下回っているということではありません。

また、持家・借家居住者別の基準額設定につきましては、生活保護における住宅扶助が居住する借家等に対する住宅費であることから、借家等居住の場合の所得基準額の算出においてのみ、本市生活保護基準額(住宅扶助費)を積算基礎に含め、設定しています。

就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、義務教育の円滑な実施に資する重要な制度であり、この制度を有効に活用するためには、学校の果たす役割は非常に大きく、運用にあたっては、学校を中心に教育活動とのかかわりの中で行うのが最も望ましいと考えております。

本市では、そういった観点を踏まえまして、「大阪市児童生徒就学援助規則」において、申請手続などについては学校を通じて行うことと定めております。

就学援助の審査につきましては、申請受付後、一定期間を設け、添付された証明書類に基づき厳正に審査を行っており、平成30年度では、新入学生で入学前の1月までに申請を受け付けた方については3月下旬に入学準備補助金の支給を行いました。

全学年分において、3月中旬までに申請を受け付けた方については、第1回支給を7月上旬に行いました。

なお、所得審査においては、複数の支払者から給与を受けている場合や一時所得があった場合も含め、最終的に確定した所得により審査を行う必要があるため、市民税・府民税証明書等による審査を行っています。

就学援助費の学用品費等につきましては、平成20年度から保護者の方が学校に納めていただいている学校徴収金相当額の全額を支給対象としました。

小・中学校の「クラブ活動費」につきましても、学校徴収金として保護者の方が学校に納めていただいている場合は、支給対象としております。

担当 教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当 電話:06-6115-7653

番号 7.④

子育て世帯、ひとり親世帯の実質所得引上げのために「新婚家賃補助」の復活、「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(回答)

新婚世帯向け家賃補助制度については、本市では、平成3年度から、若年層の市内居住を促進することを目的に、市内の民間賃貸住宅にお住まいになる新婚世帯を対象に、実施してきたところです。

本市は非常に厳しい財政状況にあります。市政改革プランにおいて、現役世代、特に「こども」「教育」「雇用」といった分野に重点的な投資を行うという政策転換を図ることとされ、それまで全市的な施策として実施してきた新婚世帯向け家賃補助制度については、平成24年度から新規募集を停止するとともに現役世代の定住をより促進させる観点から、これまで実施していた「子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」の補助対象に新婚世帯を追加し、新婚・子育て世帯向けの利子補給制度として、平成24年11月から拡充実施しているところです。

さらに、平成26年6月からは、より多くの若い世代に利用していただけるよう、これまで固定金利の住宅ローンに限定していた補助対象に、変動金利も加える拡充も行っております。

このほかの家賃補助制度としましては、平成3年度から、中堅層の市内定住を促進するため、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅について、家賃を減額するため補助を行う「民間すまいりんぐ」を実施しております。

また、平成4年度からは、老朽化した民間住宅の建替えを支援するため、「民間老朽住宅建替支援事業」を実施しており、建替建設費補助とあわせて、従前居住者に対する家賃補助を行っております。

担当 都市整備局 企画部 住宅政策課(住宅政策) 電話:06-6208-9217

(回答)

本市におきましては、児童手当法にもとづき、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了までの児童を養育する方に対して児童手当の支給を行っております。

児童手当は国の制度であり、本市独自の補助制度は設けておりませんが、各種事業をとおして子育て世帯への支援を実施しております。

担当 こども青少年局 子育て支援部 管理課(子育て支援グループ) 電話:06-6208-8111

(回答)

児童扶養手当は、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的としており、その支給等については、児童扶養手当法に定められております。

第2子以降の手当の加算額につきましては、児童扶養手当法改正により平成28年8月分の手当から増額され、児童2人目の場合は所得に応じ月額10,140円～5,070円の加算、3人目以降は1人につき月額6,080円～3,040円の加算に拡充されております(手当月額は令和元年4月現在)。

児童扶養手当額の決定にあたっては、上記のとおり国の定める基準に従って行っているところでありますので、何とぞご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当 こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課(ひとり親等支援) 電話:06-6208-8034

番号 7.⑤

学習支援については、教育委員会、生活困窮者自立支援担当、ひとり親施策担当などが横断的に取り組むこと。

(回答)

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度では、子どもの生活・学習支援事業があり、本市では、市内全域の主に中学生の子どもがいる世帯の高校進学支援を目的とした「子ども自立アシスト事業」を実施しています。

また、各区で独自に学習支援事業を実施しています。

担当 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話:06-6208-7959

(回答)

大阪市では、こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、行政が的確な施策を行うため、正確に現状を把握する必要があることから、平成28年度に「子どもの生活に関する実態調査」を行い、その分析結果をふまえて、平成30年3月に、平成30年度から令和4年度の5年間を計画期間とする「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。

また、「大阪市こどもの貧困対策推進本部会議」において、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」の進捗状況の確認を行い、こどもと子育て家庭を社会全体で支える取り組みを進めています。

担当 こども青少年局 企画部 経理・企画課(こどもの貧困対策推進グループ) 電話:06-6208-8153

(回答)

大阪市教育委員会では、学習支援として、小中学校に、多様な問題で構成された学習教材データを配信し、児童生徒の学力に応じた問題を授業・放課後の補充学習等において活用することによって、児童生徒の学習支援を実施しております。

今後、他局との連携も視野に入れ、横断的な取組について検討を進めてまいります。

担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話:06-6208-9039

番号 7.⑥

公立幼稚園・保育所の民営化・統廃合はやめ、待機児童問題を解決すること。

(回答)

民間において成立している事業については民間に任せるという、市政改革の基本的な考え方に基づき、区長において、施設や地域の状況を考慮したうえで、廃園も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割について検証したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を勘案し、今後の進め方について方針決定していくこととしております。

担当 こども青少年局 子育て支援部 管理課(幼稚園運営企画担当) 電話:06-6208-7331

番号 7.⑥

公立幼稚園・保育所の民営化・統廃合はやめ、待機児童問題を解決すること。

(回答)

公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状態に応じて、原則民間移管することとし、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。

入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。

なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国にルーツのある児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進するとともに、関係機関と連携しながら、配慮を要する児童や保護者を支援し、セーフティネットの機能を果たせるように、また、民間の教育・保育施設を支援する役割を果たせるように必要な箇所を存続したいと考えています。

担当 こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 電話:06-6208-8121・7574

(回答)

待機児童問題につきましては、民間保育所の新設や既存施設の増改築、認定こども園の整備、地域型保育事業所の整備などによる待機児童解消を図るとともに、令和2年4月までには保育を必要とする全ての児童の入所枠確保に向け、認可保育所等の整備を計画的に進めております。

担当 こども青少年局保育施策部 保育企画課 電話:06-6208-8041

番号 7. ⑦

待機児童解消は、庁舎内保育施設での小規模保育などで行うのではなく、子どもの成長発達にふさわしい場で行うこと。

そのため、早急に保育士を確保し、現公立保育所で削減した400人の定員を復元させ、休所している保育所を活用すること。

(回答)

庁舎内保育施設の設置場所は、調理設備、沐浴設備、幼児用の便所などの諸設備が配置できること、居室の面積・採光・換気が確保できること、避難経路が確保できることなど、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を具備し、安全に衛生的に保育を行える場所を選定しており、区役所において当該要件を満たす場所がない区については設置しないこととしております。

また、庁舎内保育施設の設置・運営事業者の選定にあたっては、保育内容(保育の目標・計画)、職員体制(施設長予定者、保育士の配置、ローテーション、研修)、設備(乳児室・ほふく室・保育室・諸設備の配置)などを審査し、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を具備するとともに、子どもの安全面、衛生面、発達面での保障ができるものを選定しております。

さらに、選定された設置・運営事業者が計画通りの施設整備を行えるように、改修工事に必要な経費を補助するとともに、改修工事にかかる竣工検査を行い、基準に基づいた良好な施設環境であるか確認をしております。

待機児童の解消を図るには、限られた財源を効果的に活用することが重要であり、公立保育所の民間移管、民間委託、統廃合・休廃止によって生み出された貴重な財源を活用して、民間の保育施設の整備を行

い、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で、12,694 人分の利用枠を新たに拡大してきたところです。

担当 こども青少年局保育施策部 保育企画課 電話:06-6208-8041

こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 電話:06-6208-8121

番号 7. ⑧

1 歳児 6 対 1 となっている対応人数を 5 対 1 にもどすなど最低基準を引き上げること。

(回答)

保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。

なお、1 歳児の保育士配置基準につきましては、国として子ども・子育て支援新制度の財源が確保された場合には保育士 1 人に対して児童 5 人に改善するという方針が示されており、本市としましても、その早急な実現を国に要望しております。

担当 こども青少年局保育施策部 保育企画課 電話:06-6208-8037

番号 7. ⑨

待機児童解消と安全・安心な保育を行うため、処遇改善を早急に、保育士を確保すること。

また、市として 1 人月 2 万円以上の助成を行うこと。

また、虐待やネグレクトの発見・対応のために、保育所・幼稚園・子ども園などにソーシャルケースワーカーを配置すること。

(回答)

本市としましても、保育士不足は全国的な大問題で、市内の民間保育所等が保育士確保に苦慮されていることは認識しております。

そのため、本市独自施策や国の保育人材確保事業も活用して、市内の民間保育所等における保育人材確保に鋭意取り組んでおります。

また、本市としましても保育人材確保のためには保育士全体の処遇改善が重要と考えておりますが、当該制度処遇改善は国において制度設計がなされていることから、制度の改善、充実が図られるよう国に要望してまいります。

児童虐待防止につきましては、各教育・保育施設等が、各区役所の子育て支援室及び本市こども相談センター等、関係機関と連携して迅速に対応できるよう取り組んでおります。

各教育・保育施設等が、子どもの心・身体・行動の変化をいち早く察知し、保護者の子育ての不安や悩みに気づき、虐待の早期発見や対応ができるよう、助言指導等に努めてまいります。

担当 こども青少年局 保育施策部 保育企画課 電話:06-6208-8031

こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 電話:06-6208-8121

(回答)

市立幼稚園においては、平成 22 年度より、スクールソーシャルワーカー(社会福祉士等の専門的な知識や技術を有する者:SSWという)を要請のあった幼稚園に派遣しています。

虐待やネグレクトの発見や対応等、問題を抱えた幼児が置かれた環境への働きかけ、関係機関等との

ネットワークの構築、連携・調整、園内におけるチーム体制の構築、支援等、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図るために園への助言を行っています。

担当 教育委員会事務局 指導部 初等教育担当 幼稚園教育グループ 電話:06-6208-8173

番号 7. ⑩

学童が放課後、健全に過ごせるよう学童保育への運営助成金を増額すること。

(回答)

大阪市では、昭和 44 年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業へ補助金の交付を行う留守家庭児童対策事業を実施しております。

一方、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成4年度から小学校の余裕教室等を活用した児童いきいき放課後事業を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。

本市の放課後児童施策については、大阪市内の全ての小学校区で実施する児童いきいき放課後事業を中心に進めていくこととしており、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募により選定するとともに、時間延長など事業内容の充実を図っているところです。

その上で、なお残る留守家庭児童のニーズに対しては、民設民営で実施されている現行の留守家庭児童対策事業を、児童いきいき放課後事業の補完的役割として補助を継続しております。

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、大阪市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算、障がい児受入加算といった補助金交付基準の引き上げを行ってきております。

平成 27 年度から平成 29 年度まで 3 年連続で、国の基準に合わせて補助金交付基準の引き上げを行った結果、運営費については 1 施設当たり 1,128～2,596 千円、開設時間延長加算は 1 施設当たり 579 千円、障がい児加算は 1 人当たり 50～67 千円、開設日数加算は 1 日当たり 4 千円の増額となっており、運営費についてはほぼ倍額となるなど増額は大幅なものとなっております。

児童の安全性の確保等十分な質の担保のため、財政的な支援等必要な措置を講ずることを引き続き国に対して求めてまいります。

担当 こども青少年局 企画部 青少年課 電話:06-6208-8163

番号 7. ⑪

学校歯科検診で「要治療」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。

また、学校歯科検診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な対策を講じること。

(回答)

各学校において一人ひとり把握し、学校保健安全法第 14 条に基づく健康診断実施後の事後措置として、受診者全員に定期健康診断結果を通知し、歯みがきや食生活などの生活習慣についても詳しくお知らせし、家庭への啓発を図り予防に努めています。

そのうち治療が必要な児童・生徒には、学校から受診するよう指示し、受診した児童・生徒は、各医療機関が発行した受診証明書を学校に提出することになっています。

学校においては、未提出の者に対して受診の有無を確認し、未受診の児童・生徒の保護者に対しては受診を促しております。

なお、改めて教育委員会からも平成30年度事務連絡「健康診断結果通知後の経過観察について」にて、校園長あてに未受診のままの子どもたちの保護者へ受診勧奨を行うよう通知するとともに、令和元年度も夏休み明けの9月に同様の通知をする等、今後も、教育委員会、学校、学校歯科医等が連携し、歯科検診や保健指導の充実を図り、受診率の向上及び口腔内疾患の予防に努めてまいります。

担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話番号:06-6208-9141

番号 7. ⑫

児童・生徒の口腔内の健康を守るために全小中学校で給食後などに歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

(回答)

学校での昼食後の歯みがき指導については、休み時間が限られていることもあり、各学校の状況に応じて実施しています。

本市の小学校での昼食後の歯みがき指導の実施率は、約56%となっています。(平成30年度)

教育委員会事務局といたしましては、児童・生徒の成長における歯・口の健康づくりの重要性を認識しており、児童生徒の発達段階に応じた学級単位での歯科保健指導を学校歯科医や歯科衛生士等の専門職を派遣して実施しています。

具体的には、小学校2年生を対象に、歯垢染色によるみがき残しの発見と自分の口にあった歯のみがき方の習得を行う「歯みがき指導」を、全小学校で行っております。

また、小学校4年生には、「フッ化物塗布」、同じく6年生には、「歯・口の健康教室」を系統的に行うことや、歯や口に対する保健指導や歯科疾患の予防に努力している学校等の表彰を行うことで、子どもたちの歯と口の健康に対する関心と理解を深めるとともに、教員についても、日ごろからの歯みがきの実施の重要性についての意識を高める等、学校の取組を総合的に支援しております。

担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話番号:06-6208-9141

番号 7. ⑬

児童扶養手当申請時および現況届提出時において民生委員等による家庭訪問や「独身証明書」提出を強要しないこと。

(回答)

児童扶養手当の認定請求や現況届の提出時に必要な添付書類につきましては、児童扶養手当法施行規則等において定められており、支給要件事由により必要な書類が異なります。

支給要件事由が事実婚の解消や未婚の事由によるもの、手当を受給しようとする方が対象児童と別居している場合、また手当を受給しようとする方が対象児童の養育者として申請される場合等、公簿だけでは支給要件に該当することを確認できない場合がありますので、このような場合は民生委員等による証明等を提出していただくことで支給要件に該当することを確認させていただいております。

認定請求や現況届の手続きの際に必要な調査や提出していただく書類等につきましては国の定める基準に

従って行っているところでありますので、何とぞご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当　こども青少年局 子育て支援部　こども家庭課(ひとり親等支援) 電話:06-6208-8034

番号 7. ⑭

各種ワクチンの不足によって、定期接種の対象者が定期接種期間中に接種できない場合、定期接種の対象とするように特別措置をとれないか検討すること。

国または市による麻しん・風しん混合ワクチン接種などの延長がされた場合、健康被害など事故が起きたときの補償をすること。

大阪府へ接種率の目標達成へ向けた勧奨や供給体制の確保などを求めること。

また、市としてワクチンの安定供給にいつそう尽力すること。

(回答)

予防接種につきましては、予防接種法に基づき、接種対象者や接種期間が定められています。

そのため、市町村において、法に基づく対象者や期間以外での接種について、定期接種とする特別措置をとることはできない状況となっています。

しかしながら、平成 28 年度の関空事業者での麻しん集団発生のMRワクチン不足に対しましては、大阪府を通じて国に対して定期接種対象年齢の延長など特例措置の要望を行ったところです。

大阪市による定期接種期間の延長はできないものの、国による特例措置がなされた場合には、健康被害に対する補償についても何らかの措置がおこなわれるものと考えられるほか、現在でも、任意接種につきましても、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度により、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした、医療費、医療手当、障害年金等の救済が行われることになっています。

接種率の目標達成に向けた勧奨や供給体制確保につきましては、府下の市町村と連携し大阪府に対し要望書を提出しています。

ワクチン供給につきましては、国の責任の下、安定的に行われるべきものでありますが、市民や医療機関からの供給に関して寄せられた情報についてワクチン卸販売業者と共有を図るほか、大阪府とも連携しながら対応してまいります。

担当　健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話:06-6647-0656

番号 7. ⑮

子どもに関する諸施策(入院助産制度を含む)について周知し、申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。

(当日、配布してください)

(回答)

本市では、子どもに関する諸施策(入院助産制度を含む)について、本市ホームページのほか、2年に1度作成し、希望者には各区役所等でお渡ししている「くらしの便利帳」にも記載しております。

また、平成13年度から発行している「子育ていろいろ便利帳」は、本市の子育てに関する総合的なガイドブックとして、妊娠から出産、乳幼児期から就学期までご利用いただける本市の子育て支援サービスを網羅して掲載し、妊娠届や転入届の際にお渡ししているほか、大阪市ホームページにおいてもデジタルブックを掲載し、各種サービスの申請にお役立ていただけるようにしております。

これらに加えて、市民の方の利便性の高い子育て支援の情報提供を行っていくことを目的として、平成25年12月からは子育てを応援するWEBサイト「すくすく」を新たに開設しており、サイトをより便利に利用していただくためのミニブックも各区保健福祉センターなどで配付しております。

担当 こども青少年局 子育て支援部 管理課(子育て支援グループ) 電話:06-6208-8112

8、障がい者等の福祉政策について

番号 8. ①

本庁から送られてくる通知文書のうち、点字化されている文書については、区として希望する視覚障がい者に確実に点字化して届くようにすること。

また、区から送られてくる他の通知文書についても、個別に点字音声による情報提供の申し出があった場合、速やかに対応できるようにすること。

(回答)

大阪市では、障がいのある方が利用できる施策やサービスについての情報や、地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供するように、取組みを進めております。

視覚障がいがある方への情報伝達についても、その方が自ら内容を確認できる形態により、迅速・正確に情報を伝達することができるよう、本市各部局で構成する「大阪市障がい者施策推進会議」や各区・各局へ理解と対応を依頼するなど、取組みを進めているところでございます。

今後とも、障がいのある方が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう努めてまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8071

番号 8. ②

天王寺区役所においては、「大阪市における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」により、障がい者就労支援事業所等から優先的な調達に努めるとともに、受注機会の増大を図る措置を講じることとしています。

昨年度の物品等の調達実績につきましては、福祉局でとりまとめて、本市ホームページにおいて公表していますので、そちらをご覧ください。

また、当区役所では、本年度においても、障がい者団体へ正面玄関前でのパン・菓子等及び弁当の販売や、区民まつりでの手作り作品の販売等を行う場の提供を行っています。

担当 天王寺区役所 企画総務課 電話:06-6774-9625

番号 8. ③

大阪市内では、中高層マンションが増えてきており、災害時のエレベータの停止に際しては居室に戻れない事態が発生している。

こうした事態における障がい者、高齢者対策をきめ細かく実施すること。

そして、福祉避難所の協定が進んでいない行政区においては、改めて福祉施設への申し入れを行ったり、支援学校や公共施設等を福祉避難所として位置づけを行うなど、福祉避難所の確保に努めること。

また、協定を結んだ福祉避難所とは連絡を密にし、備蓄物資等必要な予算措置を講じること。

(回答)

災害時においては、行政や消防等による救助いわゆる「公助」には限界があることから、日頃からの地域との結びつきによる「共助」による助け合いができるよう、障がい者団体や施設においても地域との繋がりを作って頂き、防災訓練に当事者が参加することでお互いの理解を深めて頂けるよう啓発を進めているところです。

また、福祉避難所については、高齢者施設や障がい者施設を中心として順次指定を進めているところであり、平成 31 年4月1日現在で 331 施設を指定し、本市ホームページに「福祉避難所等の協定締結状況」を掲載しております。

併せて福祉避難所等に係る取組みの実効性を高めていくため、各施設における受入人員算定を行うとともに、福祉避難所開設訓練の実施や自主防災組織など地域の防災訓練との連携を進めているところです。

また、小中学校の災害時避難所において、バリアフリー等に配慮した部屋を福祉避難室として活用することとしております。

以上を踏まえたうえで、本市においては福祉避難所としてご協力頂ける各対象施設に対しては「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」等において主な備蓄物資や災害時必需品の例示を行い、各自での備蓄を要請しております。

開設後には福祉避難所としての運営維持のため、本市備蓄倉庫にて備蓄している物資等を当該施設へ配送することも含め、状況に応じた災害対応に努めてまいります。

担当 危機管理室 危機管理課 電話:06-6208-7389

番号 8. ④

赤バスや市バス路線の廃止、さらには市バス便数の大幅な削減で市民の日常的な移動ニーズ(通院、買い物、行政手続きや社会参加など)に対応できない現状が多く地域で発生しています。

高齢者や区民の要望に応えるコミュニティバスの運行を行うこと。(旭区を除く)

また、高齢者社会にそぐわなくなっている 1982 年の交通審議会答申の「バス停留所から 350m、駅から 500m を交通困難地域」とする指標を改定すること。

(回答)

現在のバス路線については、鉄道と合わせた公共交通ネットワークの中で、バス路線が全体として、公平で、効率的かつ効果的な輸送サービスが提供できるよう設定するとともに、系統ごと、時間帯別の調査データに基づき、利用状況に見合った回数・輸送力の調整に努めてきました。

その結果、現状として市内部は、バスと鉄道を合わせた公共交通ネットワークでカバーできており、全体として利用状況に見合った必要なバスサービスは確保できているものと考えています。

さらに、これら必要な路線・サービスを維持したうえで、なお区内で独自に移動手段を必要とする場合は、各区において、地域の実情に応じて取り組むことになっており、区民サービス向上のため多様な手段に取り組まれている各区の判断に委ねているところです。

担当 都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話:06-6208-8895

(回答)

赤バスや市バス路線の廃止、さらには市バス便数の大幅な削減で市民の日常的な移動ニーズ(通院、買い物、行政手続きや社会参加など)に対応できない現状が多く地域で発生しています。

高齢者や区民の要望に応えるコミュニティバスの運行を行うこと。(旭区を除く)

また、高齢者社会にそぐわなくなっている 1982 年の交通審議会答申の「バス停留所から 350m、駅から 500m を交通困難地域」とする指標を改定すること。

9、住民税について

番号 9. ①

申告、届出、納税相談、減免申請・証明書発行など納税者向け税務行政のすべてを従来通り区役所で行えるよう財政局長に要望すること。

(回答)

大阪市では、市税の専門組織として平成 19 年 10 月に 7 つの市税事務所(現在は 6 つ)を設置し、それまで 24 区役所で行っていた税務に関する事務を統合いたしました。

申告、届出、納税相談、減免申請などについては、個別具体的な案件に応じた相談・判断を行う必要があることから、これらの業務は市税事務所に対応しております。

なお、市民・納税者の皆様の利便性をできるだけ低下させないため、市税事務所を主要ターミナル付近の 6 か所に開設するとともに、ご利用の多い税証明書の発行、納付書の再発行等は、各市税事務所に加えて引き続き区役所及び区役所出張所においても行っているほか、多くの市民の方が行われる個人市・府民税申告の期間(2月 16 日～3月 15 日)には、区役所等にも臨時受付会場を設置し職員を配置して、申告の受付・相談業務を行っているところです。

また、税証明書の発行につきましては、平成 27 年 1 月から、事前に利用登録を行った住民基本台帳カードを使って市内の 1,000 店舗以上のコンビニエンスストアで、課税(所得)証明書及び納税証明書がお取りいただけるようになっております。

さらに、平成 28 年 1 月からは住民基本台帳カードに加えてマイナンバーカードが使えるようになっただけでなく、固定資産(土地・家屋)評価(公課)証明書もお取りいただけるようになっております。

今後もできる限り市民・納税者の皆様の利便性の確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

担当 財政局 税務部 管理課 電話:06-6208-7742

番号 9. ②

財政局に対し、減免制度などのパンフレットやポスターの作成し、区役所内の税証明窓口に着目し、パンフレットは全家庭に届くよう要請すること。

(回答)

個人住民税の減免制度につきましては、納税通知書の裏面に制度説明を掲載するとともに、同封ビラにも申請期限や申請にあたっての必要書類等を掲載し、個人住民税をご負担いただく方に直接減免制度を周知するように図っております。

市税事務所窓口、区役所の税証明書発行窓口及び区役所出張所においても減免制度の説明ビラを設置し、納税通知書を発送する6月には、区広報紙へのお知らせ記事の掲載を依頼し、制度の周知に努めております。

また、住民税に限らず、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税に関する減免制度についても、区役所・出張所等で配布している「大阪市くらしの便利帳」や市税事務所・区役所税証明発行窓口等で配布している「市税ハンドブック」、本市財政局ホームページに制度説明を掲載するなど、常時広報を行っているところです。

今後も引き続き、制度の周知に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。

担当 財政局 税務部 課税課・担当 電話:06-6208-7751

番号 9.③

現行の税証明窓口は、個人情報を守るため、正規職員で行うこと。
万が一民間企業に業務委託していれば即時廃止すること。

(回答)

個人情報については、厳格な管理のうえで取り扱うことが必要な業務であり、委託業者は本業務の実施にあたって、「個人情報保護法」及び「大阪市個人情報保護条例」を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備することとしており、個人情報については、正規職員同様に委託業者においても遵守されております。

担当 天王寺区役所 窓口サービス課(住民情報) 電話:06-6774-9960

天王寺区 独自回答

番号1. ⑦

⑦資格証明書ならびに短期保険証発行に基づく直近5年間の医療費の節約効果額を明らかにすること。

また、2008年10月30日付の厚生労働省の事務連絡では、「電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努める」こととされているが、現在発行されている資格証明書世帯の接触状況の内訳を明らかにすること。

(回答)

資格証明書の交付世帯については、催告書を送付するとともに社会保険加入している場合の手続き勧奨をあわせて行っています。

また、電話や訪問による納付の督促を行うとともに、通知文書が返戻される場合には、訪問調査を行うなど実情把握に努めています。

担当 天王寺区役所 窓口サービス課(保険年金) 電話:06-6774-9946

番号1. ⑩

後期高齢者医療保険制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。

また、短期保険証の発行・未発行の状況を明らかにすること。

(回答)

後期高齢者医療制度においては、保険料を滞納されている被保険者に対し、大阪府後期高齢者医療広域連合の定める大阪府内統一の基準に基づき、「短期有効期限被保険者証(短期証)」を交付しています。

これは、証の更新の機会をとらえ、保険料を滞納されている被保険者と接触を図り、滞納状況の実情把握及び納付相談等を行うことにより、保険料の収入の確保に努めることを目的としています。

短期証を有効に活用することにより、滞納のある被保険者の方々に、保険料に滞納があることをいち早くご理解いただき、今後において滞納が発生しないよう、きめ細やかな対応を図り、未収額の解消に努めてまいります。

なお短期証は、有効期限を除いて通常の被保険者証と異なることはありません。

R1.8時点 天王寺区 短期証発行者数:40名

担当 天王寺区役所 窓口サービス課(保険年金) 電話:06-6774-9946

番号 8. ②

障がい者優先調達推進法に基づき、物品や役務の提供を障がい者就労支援事業所等から優先的に調達する区の方針を明らかにすること。

また、具体的な取り組みの一つとして、区役所や区内行事等で、希望するすべての障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売が行えるよう配慮すること。

(回答)

天王寺区役所においては、「大阪市における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」により、障がい者就労支援事業所等から優先的な調達に努めるとともに、受注機会の増大を図る措置を講じることとしています。

昨年度の物品等の調達実績につきましては、福祉局でとりまとめて、本市ホームページにおいて公表していますので、そちらをご覧ください。

また、当区役所では、本年度においても、障がい者団体へ正面玄関前でのパン・菓子等及び弁当の販売や、区民まつりでの手作り作品の販売等を行う場の提供を行っています。

担当 天王寺区役所 企画総務課 電話:06-6774-9625

番号 8. ④

赤バスや市バス路線の廃止、さらには市バス便数の大幅な削減で市民の日常的な移動ニーズ(通院、買い物、行政手続きや社会参加など)に対応できない現状が多く地域で発生しています。

高齢者や区民の要望に応えるコミュニティバスの運行を行うこと。(旭区を除く)

また、高齢者社会にそぐわなくなっている 1982 年の交通審議会答申の「バス停留所から 350m、駅から 500m を交通困難地域」とする指標を改定すること。

(回答)

天王寺区では、旧大阪市バス 68 号系統(赤バス路線)の廃止に伴い、平成 26 年 4 月 1 日に市バスの運行経路の変更を行いました。区民の皆さまからいただいたご意見を踏まえ、皆さまの利便性をより高められるよう、平成 26 年 9 月 21 日から、再度運行経路及び運行ダイヤの変更を行いました。

また、下寺町地域については、赤バス路線の廃止後、交通機関が確保できていませんでしたが、区役所、区民センター、病院など区内の主要施設への移動に際し、市内でも他に類をみない急勾配の坂道を通らなければならない地域であることから、平成 29 年 7 月 1 日から、近鉄バス株式会社と天王寺区役所との共同事業により、近鉄大阪上本町駅とあべのハルカスを結ぶ「あべの・上本町シャトルバス」南行きの一部の便を、松屋町筋経由に変更しました。

担当 天王寺区役所 企画総務課(事業戦略室) 電話:06-6774-9910

番号 9. ③

現行の税証明窓口は、個人情報を守るため、正規職員で行うこと。

万が一民間企業に業務委託していれば即時廃止すること。

(回答)

個人情報については、厳格な管理のうえで取り扱うことが必要な業務であり、委託業者は本業務の実施にあたって、「個人情報保護法」及び「大阪市個人情報保護条例」を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備することとしており、個人情報については、正規職員同様に委託業者においても遵守されております。

担当 天王寺区役所 窓口サービス課(住民情報) 電話:06-6774-9960